



守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和4年5月号>

事例

点検商法にご注意ください

【事例1】

「近所で工事をするのであいさつ代わりに屋根を無料で点検します」と工務店の男性が訪ねてきた。屋根を調べた後に「瓦が割れてずれている」と言われ、25万円の屋根補修工事を頼むことにしたが、本当に工事が必要なのだろうか。

【事例2】

「以前の白あり駆除のアフターサービスです」という電話があり、点検に来てもらったところ「床下の湿気で土台が腐食している」と言われた。驚いて言われるままに90万円の床下換気扇工事を契約し、2日間の工事をした。工事代金を支払ったがよく考えると高額すぎたのではないか。10年前に白あり駆除をした会社と社名が違う。

助言



無料または格安で点検した後に「このままでは大変なことになる」などと言って不安をあおり、高額な工事などを契約させる手口を「点検商法」といいます。特定商取引法では、訪問販売を行うときには勧誘に先立って、事業者名と販売目的の訪問であることをはっきり告げることを義務付けています。また、嘘の説明をしたり、断っているのにしつこく勧誘する行為は禁止されています。

大阪府消費者保護条例により、玄関等に「訪問販売お断りシール」を貼っている場合は訪問販売を断っていることになり、事業者の勧誘行為は禁止されます。「訪問販売お断りシール」をぜひご活用ください。

訪問販売を受けたときは事業者の話をうのみにせず、その場ですぐに契約しないことが大切です。不要ならきっぱり断りましょう。工事が必要な場合は、複数の信頼できる事業者から見積もりを取り、よく比較・検討して契約しましょう。

訪問販売で契約を結んだ場合、**契約書面の控えを受け取った日から8日以内は、たとえ商品を受け取っていても、工事等が終わっていても、クーリング・オフができます。**8日を過ぎてしまっても、勧誘方法に問題があれば契約の取消しを主張できる場合がありますので、トラブルがあれば早めに消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）